

エコフィード緊急増産対策事業実施要綱

平成20年4月1日付け19生畜第2395号
農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年4月1日付け22生畜第2458号

第1 趣旨

昨今、海外の飼料穀物価格の高騰等の影響により配合飼料価格が上昇しており、国内で発生する未活用・低利用の飼料資源を掘り起こし、有効に活用する体制の整備が急務となっている。また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第16号）の改正により、食品残さのリサイクルにおいては飼料化を最優先にすることが位置づけられるほか、農林水産大臣の認定を受けたりサイクル・ループについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）上の特例として措置される等、エコフィード（食品残さ等利用飼料）の生産・利用の推進がますます重要になっている。

このような課題に対処するため、エコフィード緊急増産対策事業においては、食品残さ等の利用拡大、流通飼料型エコフィードの生産・利用の拡大、食品産業と畜産業のマッチングの推進、地域における未活用資源の飼料化試験及びエコフィード利用畜産物認証制度の構築に対する支援を実施する。

第2 定義

- 1 この事業において「食品残さ等」とは、食品製造副産物等（食品の製造過程で得られた副産物及び加工屑）、余剰食品（食品として製造されたが食品として利用されなかったもの）、調理残さ（調理に伴い発生した残さ）、食べ残し（調理され食用に供された後食べ残されたもの）、規格外農産物（農場及び選果場で廃棄された規格外の農産物）、その他本来飼料に供する目的で生産されたものではない国産の資源をいう。
- 2 この事業において「エコフィード」とは、食品残さ等を用いて製造された家畜用の飼料のことをいう。
- 3 この要綱において「TMRセンター」とは、食品残さ等を含む複数の原料を混合した飼料（以下「混合飼料」という。）を製造する施設を運営する飼料製造業者をいう。
- 4 この事業において「マッチング」とは、食品産業者（食品残さ等の排出者をいう。以下同じ。）と畜産農家等との連携を促進させる取組のことをいう。
- 5 この事業（第4の2の事業）において「地域協議会（地域エコフィード利用推進協議会）」とは、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者とが連携の下で設立した、地域段階の協議会をいう。

第3 事業実施主体等

- 1 この事業の事業実施主体は、事業種類ごとに別表1の事業実施主体欄に掲げる者から公募により選定された者とする。
- 2 この事業の補助率は、事業種類ごとに別表1の補助率欄に掲げるとおりとする。

第4 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業

地域で発生する食品残さ等の収集や地域における飼料作物の生産を拡大し、それらを原料とする飼料を製造するため、TMRセンターが、次に掲げる取組を行う。

(1) 地域未利用資源の利用促進

TMRセンターが(2)から(4)までの取組を適正かつ円滑に推進するために地域調整会議、地域未利用資源実用化調査等を行う。

(2) 食品残さ等の利用拡大促進

TMRセンターが自ら製造する混合飼料の原料とする目的で食品残さ等の収集量を拡大し、混合飼料の原料として利用する。

(3) 飼料作物の生産・利用拡大促進

TMRセンターが自ら製造する混合飼料の原料とする目的で飼料作物の生産量を拡大し、混合飼料の原料として利用する。

(4) 地域飼料資源利用体制の整備支援

TMRセンターが(2)及び(3)の取組を達成するために必要な機材を導入(リース契約によるものに限る。)する。

2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業

配合飼料原料として、エコフィードの生産・利用の拡大を図るため、配合飼料メーカーと食品残さ等飼料化業者の両者が連携して設立した地域協議会が次に掲げる取組を行う。

なお、この事業の対象となるエコフィードの原料は、別表2に掲げるとおりとする。

(1) エコフィードの生産・利用の拡大

地域協議会が、配合飼料原料としてのエコフィードの生産・利用量を増大させる取組を行う。

(2) エコフィード原料集荷体制の整備

(1)の取組を行う地域協議会が、食品残さ等の品質保持のための機材を導入(リース契約によるものに限る。)する。ただし、生産局長が別に定める整備対象要件を満たすことが確実と見込まれる場合に限る。

3 マッチング・システム構築事業

地域において、マッチングによる食品残さ等の飼料利用を推進する体制を構築するため、地域の食品産業者と畜産農家等とが連携して設立した民間団体等が、次に掲げる取組を行う。

(1) マッチング・システムの検討・推進

食品産業者と畜産農家のマッチングのための検討・推進会議を開催し、(2)のマッチング・システムの構築に向けた検討及び当該システムの普及活動等マッチングの推進等を行う。

(2) マッチング・システムの構築

食品産業における食品残さ等の発生量・飼料化意向調査、畜産農家における食品残さ等の飼料利用意向調査を行い、その結果を集計するとともに、これをデータベース化し、マッチング・システムを構築する。

4 地域未活用資源飼料化確立支援事業

地域において、2のマッチング・システムの情報等を活用して、地域未活用資源である食品残さ等の飼料化を推進するため、地域の食品産業者と畜産農家等とが連携して設立した民間団体等が、学識経験者の指導の下で、次に掲げる取組を行う。

(1) 未利用資源の利活用検討

未利用資源である食品残さ等を活用するための検討会議を開催し、食品産業者、飼料化業者、畜産農家等の地域情報を分析するとともに、(2)及び(3)の実証試験を行うために必要な検討を行う。

(2) 未利用資源の飼料化実証試験

未利用資源である食品残さ等の特性に応じた飼料化の手法を検討・実証するための実証試験を実施する。

(3) エコフィードの給与実証試験

(2)により生産されたエコフィードの給与実証試験を実施するとともに、これにより生産した畜産物について品質・格付け等の評価を行う。

5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業

消費者の理解の下、畜産農家等がエコフィードを安定的に利用するため、検討会議の開催並びに事例及び課題の調査を行い、エコフィードを給与して得られた畜産物の認証制度(エコフィード利用畜産物認証制度)を構築するとともに、当該認証制度の普及・啓発等を行う。

第5 事業実施期間

この事業の実施は、平成20年度から平成25年度までの6年間とする。ただし、第4の1及び2の事業実施主体の取組の実施期間は、それぞれの事業実施主体ごとに取組実施初年度から連続した3年以内の期間とする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、毎年度、生産局長が定めるところにより事業実施計画を作成し、第4の1から4までの事業については地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」。)に、第4の5の事業については生産局長にそれぞれ提出し、その承認を受けるものとする。
ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該承認を受けたものとみなす。
- 2 第4の1から4までの事業について、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する区域にわたる場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、1の承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。
- 3 生産局長及び地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画の審査及びその承認に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるとともに、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 4 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。

第7 国の助成

国は、この事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業の実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、この事業の実施状況を第6の1に準じて生産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

第9 推進体制等

1 事業実施主体は、この事業が適切かつ効率的に実施されるよう、関係機関及び関係団体との連携に努めるものとする。なお、国は、関係省庁、地方公共団体等との連携にあたり、事業実施主体に協力・指導するものとする。

2 地方公共団体は、この事業が適切かつ効率的に実施されるよう、事業の趣旨、内容等の周知に努めるとともに、事業実施主体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成23年度4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

| 事業種類 | 事業実施主体 | 補助率 |
|---|---|---|
| <p>1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業</p> <p>(1) 地域未利用資源の利用促進 (2) 食品残さ等の利用拡大促進 (3) 飼料作物の生産・利用拡大促進 (4) 地域飼料資源利用体制の整備支援</p> | <p>TMRセンター (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p> | <p>(1)、(2)及び(3)定額(生産局長が別に定める相当定額) (4) リース経費の1/2以内</p> |
| <p>2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業</p> <p>(1) エコフィードの生産・利用の拡大 (2) エコフィード原料集荷体制の整備</p> | <p>民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p> | <p>(1) 定額(生産局長が別に定める相当定額) (2) リース経費の1/2以内(事業実施初年度のみ)</p> |
| <p>3 マッチング・システム構築事業</p> | <p>民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p> | <p>定額(生産局長が別に定める相当定額)</p> |
| <p>4 地域未活用資源飼料化確立支援事業</p> | <p>民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p> | <p>定額(生産局長が別に定める相当定額)</p> |
| <p>5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業</p> | <p>民間団体等 (生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p> | <p>定額(生産局長が別に定める相当定額)</p> |

別表2（第4の2関係）

増加の対象とするエコフィードの原料の範囲

| 区分 | 区分の定義 | 事業の対象となる原料 |
|--|---|---|
| (1) 食品製造副産物 | <ul style="list-style-type: none"> 食品の製造過程で得られる副産物及び加工屑 | <ul style="list-style-type: none"> パン屑、菓子屑、製麺屑、ふい屑、豆腐粕、きのこ菌床粕、醤油粕、酒粕、酢粕、みりん粕、焼酎粕、野菜・果物の絞り粕、茶粕、コーヒー粕、カカオ粕、乳製品加工工場から排出される整形屑、冷凍食品の整形屑、生鮮食品(野菜・果物)の整形屑等 |
| (2) 余剰食品 | <ul style="list-style-type: none"> 食品として製造されたが、食品として利用されなかったもの | <ul style="list-style-type: none"> 余剰食品のすべて |
| (3) 調理残さ | <ul style="list-style-type: none"> 調理に伴い発生する残さ | <ul style="list-style-type: none"> 調理残さのすべて |
| (4) 食べ残し | <ul style="list-style-type: none"> 調理されたものが食用に供された後、食べ残されたもの | <ul style="list-style-type: none"> 食べ残しのすべて |
| <p>注意：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) から (4) までに掲げる原料は、国内の食品製造業、食品流通業、食品小売業、外食産業等から排出された原料であること。 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号消費安全局長通知) に規定された農林水産大臣の確認を要する原料を除くこと。 | | |

